

福島県農地・水・環境保全向上対策第三者委員会設置要綱

(目的)

第1条 農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて地域の振興に資することを目的とする、農地・水・環境保全向上対策の計画的かつ効果的な実施のため、「農地・水・環境保全向上対策第三者委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 施策の実施状況の点検に関すること。
- (2) 対象活動組織の取組の評価及び指導、助言に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 委員会の委員は7人以内とし、民間有識者の中から農林水産部長が選任する。

- 2 委員の任期は2年間とする。
- 3 委員は再任されることを妨げない。
- 4 委員に事故があるときは、その委員を補欠することができる。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を経理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、福島県農林水産部長が召集し、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 委員会の座長は、委員長を充てる。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、農林水産部農村整備総室農村振興課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

(委員会の設置期間)

第8条 委員会の設置期間は、平成28年度までとする。

附 則

この要綱は、平成20年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月14日から施行する。